

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2200001	独占禁止法上のアライアンス関連規制の緩和	独占禁止法第3条、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針	共同研究開発に関する独占禁止法上の指針を公表することによって、共同研究開発に関する公正取引委員会の一般的な考え方を明らかにし、共同研究開発が競争を阻害することなく、競争を一層促進するものとして実施されている。	c		公正取引委員会は、共同研究開発に関する一般的な考え方を明らかにすることによって、共同研究開発が競争を阻害することなく、競争を一層促進するものとして実施されることを期待して、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針を策定、公表しているところである。この指針の中では、製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発について、参加者の当該製品の市場シェアの合計が20%以下である場合には、通常は、独占禁止法上問題としない旨の記載はあるものの、当該市場シェアの合計が20%を超える場合についても、これをもって直ちに問題としない旨の記載は、他の事項を総合的に勘案して判断を行うとしている。すなわち、シェア要件は、通常は問題としない場合を明確化することによって、事業者の共同研究開発を促進し、協業による事業活動の効率化など競争的行為を促進するものであるから、削除すべきものではない。		シェア要件が通常は問題とならない場合を明確化するものであり、廃止することが適当でないとのご説明については理解するが、現在の20%という値を一定の場合等に緩和することの可否について、改めて検討された。また、このことを含め、共同研究開発ガイドラインの見直し、一層の明確化等を行うことの可否について、改めて検討された。	c	指針の中では、製品市場において競争関係にある事業者間で行う当該製品の改良又は代替品の開発のための共同研究開発について、参加者の当該製品の市場シェアの合計が20%以下である場合には、通常は、独占禁止法上問題としない旨の記載はあるものの、当該市場シェアの合計が20%を超える場合についても、これをもって直ちに問題としない旨の記載は、他の事項を総合的に勘案して判断を行うとしている。現状、20%の基準が共同研究の支障となっているとは承知しておらず、当該要件の緩和やガイドラインの見直しが必要であるとは考えない。	5021295	社団法人日本経済団体連合会	11	
z2200002	独禁法と下請法の整合的運用及び煩雑な取引規制の緩和	独占禁止法第19条、下請代金支払遅延等防止法第2条、第4条	下請法による下請取引における親事業者とは、イ資本の額又は出資の額が三億円を超える法人たる事業者(個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合。下請法第2条第3項第1号)、ロ資本の額又は出資の総額が千円を超え三億円以下の法人たる事業者(個人又は資本の額若しくは出資の総額が千円以下の法人たる事業者に対し製造委託又は修理委託をする場合。下請法第2条第3項第2号)と定義されている。 また、下請取引における下請事業者とは、イ個人又は資本の額若しくは出資の総額が三億円以下の法人たる事業者(資本の額又は出資の総額が三億円を超える法人たる事業者から製造委託又は修理委託を受ける場合。下請法第2条第4項第1号)、ロ個人又は資本の額若しくは出資の総額が千円以下の法人たる事業者(資本の額又は出資の総額が千円を超え三億円以下の法人たる事業者から製造委託又は修理委託を受ける場合。下請法第2条第4項第2号)と定義されている。 これら下請法における親事業者及び下請事業者の定義は、中小企業基本法による中小企業者の資本金基準に合わせたものであり、他の中小企業関係法令との整合性が図られているものである。	c		C(全国規模で対応不可) (理由)下請法は独占禁止法上の不正取引方法(優越的地位の濫用)が下請取引においては発生しやすいと考えられたことから、一定の企業規模の格差を有する事業者間の取引における製造委託等を下請取引として定義し、親事業者に書面交付等の義務を課すとともに、禁止事項を定めている。 下請法の対象となる取引は日常的に行われるものであり、また、書面交付等特別の義務が課されることとなることから、親事業者は取引先が下請事業者に該当するかを常に把握しておく必要があり、事業者に過度の負担を負わせないために、事業者が下請法の適用の有無を容易に判断できるようにすることが必要である。また、下請法は下請事業者の利益を図るため、迅速に違反事件を処理することが求められており、法運用の面からも、親事業者と下請事業者の範囲を画する基準は分かりやすく安定的であることが求められる。 公正取引委員会としては、上記のような要件を満たす基準としては資本金額が適切であると考えており、御指摘の点について対応することは困難である。		回答に対し、要望者からは、「下請法の運用の便宜を優先して、資本金規模による「下請事業者」の区分や「下請事業者」は須らく親会社よりも交渉力が劣るという前提が置かれているが、経済実体を反映していない。本来、独禁法の優越的地位の濫用規制で対応すべき事案にも拘らず、あえて事前規制である下請法を維持適用したいというのであれば、資本金といった単なる外形基準ではなく保護すべき会社に関する説得的な類型や基準(売上、従業員数)を設けるべきである。」との意見が寄せられているところであり、この趣旨も踏まえ今一度検討された。	c	下請取引における優越的地位の濫用行為に対し、独占禁止法の優越的地位の濫用規制で対応しようとするれば「優越的地位」については取引依存度、会社の規模、商品の需給関係等を、その「濫用」については商慣行、不利益の程度等を総合的に勘案して、個別に認定する必要があるため、事件の処理に時間を要する。そこで、下請法は迅速に不正取引を排除し、下請事業者の利益を確保するために形式的な基準を定めて最小限の取引ルールを定め事後的規制を行っているものである。 また、資本金による区分は、資本金の格差のある取引当事者間において優越的地位の濫用が行われやすいという実態認識に基づくものであり、また、下請法は優越的地位の濫用行為のみでなく(発注書面の交付、書類の作成・保存義務等の義務を課していることから、親事業者の側も常にどの取引先が下請法の適用対象事業者であるかを認識している必要があるためである。容易に変動する売上高や従業員数といった基準を用いることは法遵守のコストを高めるものであり現実的ではない。	5021296	社団法人日本経済団体連合会	11	
z2200002	(上記の続き) 独禁法と下請法の整合的運用及び煩雑な取引規制の緩和		(上記の続き) 親事業者が有償で支給した原材料等の対価を早期に決済することは、下請事業者が受け取るべき下請代金が減少し、資金繰りが苦しくなるなど下請事業者が不利益を被ることになることから、親事業者が下請事業者の給付に必要な原材料等を有償で支給している場合、下請事業者の責に帰すべき理由がないのに当該有償支給原材料等を用いて製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に当該原材料等の対価を下請事業者を支払わせたり、下請代金から控除(相殺)することは、下請法第4条第2項第1号において禁止している。			(上記の続き) C(全国規模で対応不可) (理由)有償支給原材料の対価を、それを用いて製造・作成された物品等の下請代金の支払よりも先に下請代金から控除し、又は支払いをさせることは、下請事業者の資金繰りを困難にさせ、実質的に下請代金の支払いを先送りするのと同じ効果を持つこととなるため下請法上禁止されているのであり、合意の名のもとに支払いよりも先に原材料の決済を行うことを認めることは下請法の趣旨に反することとなるため、御指摘の点について対応することは困難である。					5021296	社団法人日本経済団体連合会	12	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2200001	独占禁止法上のアライアンス関連規制の緩和	5021	5021295	社団法人日本経済団体連合会	11	独占禁止法上のアライアンス関連規制の緩和【断規】		共同研究開発や共同生産等に関する規制の独占禁止法上の基準については、判断にあたっては考慮事項が総合的に勘案される」という指針および運用上の実態を踏まえ、合計20%以下としている市場シェア要件について削除すべきである。		デフレ経済が深刻化する中で、わが国産業の国際競争力の強化は、コスト削減が喫緊の課題となっている。共同研究開発や共同生産等、他社との協業を通じた事業活動の効率化は、国際競争力強化に資する取り組みであることから、これを規制する基準について、世界的な市場シェア、国際競争力の動向に充分配慮したものとすべきである。また、実際の判断にあたっては、指針および運用においても、すべての考慮事項を総合的に勘案されており、市場シェア要件の意義は薄れている。これにより、わが国の国際コスト競争力が強化され、技術革新のダイナミズムを最大化できる環境の促進が期待される。	独占禁止法第3条、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針	公正取引委員会	研究開発の共同化等は、市場における競争が実質的に制限される恐れがあるとして、独占禁止法上の不当な取引制限の問題となり得るとされる。そのため、例えば、共同研究開発に関する独占禁止法上の指針等において、不当の判断基準として、参加者の数、市場シェア(合計20%以下)地位等が設けられている。しかし、世界的な市場規模で判断すべき事業も増す中で、このような制約があるために、他社との共同研究開発や共同生産等を通じたコスト軽減など効率的な企業活動が阻害されている。
z2200002	独禁法と下請法の整合的運用及び煩雑な取引規制の緩和	5021	5021296	社団法人日本経済団体連合会	11	独禁法と下請法の整合的運用及び煩雑な取引規制の緩和【断規】		取引形態が複雑化していることから、下請法の適用基準について、「資本金額」という外形基準のみによる規定を見直し、企業規模を実質的に反映し得る基準を設け、下請法の不公平な適用をなくすべきである。また、下請事業者への部材の有償支給代金の相殺は、相互合意の下であれば、1品毎に符合させるのではなく一定期間における符合とすべきである。		わが国において、経済のソフト化・サービス化の進展により、受託者が役務を提供して得られる成果物を引き渡すことにより、一連の取引が終了するという複雑な取引形態が増えつつある。そのため、ソフトウェア開発等のように重層的構造の取引分野においては、構造的な理由から、下請法違反が発生する可能性がある。また、半導体等のように、部材とそれを用いた製品に関する支給代金の符合の手法も困難なものとなっている。本来、独禁法上の優越的地位の濫用規制により弾力的に対応すべきであるが、下請法を適用するのであれば、下請事業者を資本金額のみによって一律に定義して規制するのではなく、その実態を踏まえ、独禁法と下請法の整合性ある運用を行い、親事業者、下請事業者双方にできる限り事務処理負担を削減すべきである。これは、事業活動を効率化させ、国際競争力強化が期待される。	独占禁止法第19条 役務の委託取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の指針 下請代金支払遅延等防止法	公正取引委員会	本年の下請法の改正により、役務取引等が新たに対象とされ、ソフトウェア開発なども適用されることとなったが、下請事業者にも重層的に外注して開発する構造であることから、一連の取引において、下請法上の規制の対象となる段階とならない段階が混在する。 また、下請法第4条において「早期相殺の禁止」(下請事業者に対して下請代金の支払期日より早い時期に、下請代金の額から当該材料等の対価の控除または支払いにより、下請事業者の利益を不当に害することの禁止)が規定されている。
z2200002	(上記の続き) 独禁法と下請法の整合的運用及び煩雑な取引規制の緩和	5021	5021296	社団法人日本経済団体連合会	12	(上記の続き) 独禁法と下請法の整合的運用及び煩雑な取引規制の緩和【断規】						公正取引委員会	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2200003	持株会社規制における総資産基準の撤廃	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第1項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第2項	独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立 転化を禁止している。	b		独占禁止法第9条の株式保有規制は、同条第5項及び第6項により、一定の総資産基準を超える会社に対して、設立後30日以内又は事業年度終了後3か月以内に、当該会社及びその子会社の事業に関して報告する義務を課して事業支配力型か否かを審査しているものである。このように、同規制は、事後チェック型」となっており、規制改革の基本理念に反するものではなく、企業再編を妨げるものではないと考えられる。 なお、独占禁止法第9条は、平成14年5月29日の改正により、事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立、転化を制限しているものであり、持株会社についてのみ規制しているものではない。 なお、規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)において、平成16年度中に一般集中規制(第9条)の施行状況のフォローアップを行い、一般集中規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価 検討することとされており、その一環として検討することとしている。					5021297	社団法人日本経済団体連合会	11	
z2200004	株式所有報告書制度の改善	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令第10条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告並びに届出等に関する規則第2条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第10条第2項に規定する公正取引委員会規則で定める会社を定める規則	独占禁止法第10条第2項及び第3項は、総資産が20億円超の会社(外国会社を含む)であり、かつ、総資産合計額(親子会社の総資産を加えた合計金額)が100億円を超える会社が総資産(外国会社の場合は国内売上高(国内の営業所又は子会社の年間売上高))が10億円を超える会社の議決権を10%、25%又は50%を超えて保有することとなる場合には、30日以内に公正取引委員会に株式所有報告書を提出することを義務付けている。	c		平成10年の株式所有報告書制度の改正は、従来、総資産20億円超の国内会社等に対して年一回の全所有株式の報告義務を課することにより、特段所有株式に変動がない場合についてまでも報告義務の対象としていたものを、個別取得ごとの報告に改めることを趣旨とするものである。これは、株式所有報告書制度が競争制限的株式保有の禁止規定の実効を確保するための仕組みであることにかんがみ、株式保有による競争への影響は通常、一定割合の株式取得の場合に生ずることを踏まえ、その時点で個別に把握することが違反の効率的排除に資するものと考えたことによるものである。 株式所有報告書は、上記趣旨を踏まえ提出を求めているところ、株式保有により一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する場合には、各当事会社と既に結合関係が形成されている会社を含めて企業結合関係が形成 維持 強化されるか否かを把握する必要があることから、これらを把握するため、報告書様式の項目2(提出会社に関する事項)についても報告を求めているところであり、当該記載事項は必要不可欠な情報である。 なお、法改正後、従来の制度に比して負担が増加した会社が存在することも予想されるが、これは競争への影響が生じる株式保有を行ったことに対応しているものであり、従来株式所有報告書を提出していた会社の大半にとっては、報告すべき事案が大幅に縮減されることから、全体としては負担が軽減されているものと考えている。	報告書様式の項目2について、一般的な必要性は理解するが、全ての場合に等しく報告が必要であるのか、一定の場合に何らかの簡素化を図ることはできないのか、改めて検討されたい。	c		報告書様式の項目2については、提出会社に関する全ての株式保有の状況について報告を求めているものではなく、既に当事会社と結合関係にある会社を含めた企業結合関係の形成 維持 強化により、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなるか否かを判断する観点から、提出会社の総株主の議決権の100分の50及び100分の10を超えて保有する株主について、また、提出会社が総株主の議決権の100分の50及び100分の10を超えて保有する会社に限定して報告を求めているものであり、これ以上の簡素化は難しい。	5021298	社団法人日本経済団体連合会	11	
z2200005	大規模会社の事業報告書の廃止	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条第5項 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第9条から第16条までの規定による認可の申請、報告並びに届出等に関する規則第1条の2、第1条の3及び第1条の4	独占禁止法第9条第1項及び第2項は、他の国内の会社の株式を所有することにより事業支配力が過度に集中することとなる会社の設立 転化を禁止しており、当該会社及び子会社の総資産合計額が、持株会社については6000億円、銀行業、保険業又は証券業を営む会社(持株会社を除く)については8兆円、一般事業会社(及び以外の会社)については2兆円を超える場合には、毎事業年度終了後3か月以内に当該会社及び子会社の事業報告書を提出すること(同条第5項)、当該会社の新設について設立後30日以内に届け出ること(同条第6項)が義務付けられている。	b		規制改革推進3か年計画(再改定)において、平成16年度中に一般集中規制の施行状況のフォローアップを行い、一般集中規制については将来的には廃止することが適切であるとの指摘、事業支配力が過度に集中することにより競争が阻害されることのないよう十分配慮すべきであるとの指摘があることも踏まえつつ、評価 検討することとされており、その一環として検討することとしている。					5111012	社団法人日本自動車工業会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2200003	持株会社規制における総資産基準の撤廃	5021	5021297	社団法人日本経済団体連合会	11	持株会社規制における総資産基準の撤廃【新規】		持株会社の設立・転化については、原則自由とし、事後チェックにより、問題のある場合に対処する方向にすべきである。少なくとも、総資産基準による一律規制は撤廃すべきである。		持株会社について、グループの総資産額によって一律禁止という事前規制を行うことは、規制改革の基本理念である「事前規制」から事後チェック型への移行に反するものである。事業支配力が過度に集中することとなる持株会社については、少なくとも「株式放出命令」(独禁法第17条の2)等の事後チェック型の手段で対応すべきである。これにより、持株会社の形成が容易となることから、企業再編が活発化される。	独占禁止法第9条1、2項 事業支配力が過度に集中することとなる持株会社の考え方	公正取引委員会	平成9年の独禁法改正により、持株会社は原則解禁となったが、過度の経済集中を招くものを禁止するとして、第9条ガイドラインにおいて、具体的なケース(3類型：総資産15兆円超かつ5以上の事業分野を傘下とする持株会社、大規模金融会社(総資産15兆円超)と大規模な一般事業会社(単体総資産3,000億円超)を傘下とする金融持株会社、相互関連する5以上の事業分野で有力な会社(シェア10%超又は3位以内)を傘下とする持株会社)を示した。その後、2002年5月に独禁法第9条が改正されたが、禁止3類型の考え方は維持されている。
z2200004	株式所有報告書制度の改善	5021	5021298	社団法人日本経済団体連合会	11	株式所有報告書制度の改善【新規】		株式所有報告書を提出する場合は、報告の対象となる当該会社に関する事項のみとし、報告様式の項目2(提出会社に関する事項)を簡素化すべきである。		株式所有報告書制度については、平成13年の独禁法改正により、報告義務のある会社(総資産20億円超かつ当該会社と議決権保有比率が50%超の関係にある国内の親会社と子会社の総資産を合計した額が100億円超の会社)は、毎事業年度に1回株式所有報告書を提出していたものから、議決権保有比率が10%、25%、50%を超える都度提出することになった。激しい事業環境に対応していくため、議決権比率が期中に変動することがしばしばあるため、関係会社を多く保有する企業にとっては、報告回数が増大している。また、報告様式の項目2では、本来報告義務の対象とならない持分の増減についても報告することが要求されており、従来よりも負担が増大していることから、これを簡素化することにより、事務負担が大幅に軽減される。	独占禁止法第10条第2項、第3項	公正取引委員会	一定規模以上の会社が一定比率(10%、25%、50%)を超えて他社株式を所有することになった場合は、その都度、公正取引委員会に対し、株式所有報告書の提出が義務付けられている。また、報告様式の項目2では、本来報告義務の対象とならない持分の増減についても報告することが要求されている。
z2200005	大規模会社の事業報告書の廃止	5111	5111012	社団法人日本自動車工業会	11	大規模会社の事業報告書の廃止		事業報告書は直ちに廃止すべきである。少なくとも有価証券報告書等の既存の報告書の記載をもって代えることを認める等により企業の負担を軽減すべきである。	昨年独禁法が改正され一定以上の規模を有する会社(大規模会社)に対する一定額以上の株式保有制限(9条の2)が廃止されたが、一方で、毎年度ごとに自社及び子会社の事業報告書の提出が求められるようになった。	行政による事前規制から事後チェックによる弊害規制に移行する流れに逆行する。独禁法関連でも、大規模会社の株式保有制限(9条の2)は、規制内容を順次緩和したうえで廃止となり、合併等の企業結合の事前届出手続も要件が緩和される方向にある。この中で、本件の事業報告書を求める必要性には説得力がない。	独占禁止法第9条5項	公正取引委員会	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2200006	音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤における再販売価格維持制度の廃止	独占禁止法第24条第4項	レコードCD等の販売においては、独占禁止法の適用場外規定により、再販売価格維持契約が認められており、多くのレコードCD等の取引において実施されている。	c		<p>要望は、再販制度存続のままレコード輸入権の導入に反対しているが、日本のレコード会社等が正規にライセンスして海外で製造・販売されたレコードCD等の我が国への輸入を禁止する権利(いわゆるレコード輸入権)の創設については、現在、文化審議会著作権分科会において検討されている段階であり、導入が決まったものではない。</p> <p>我が国のレコードCD等については、他国では認められていない再販売価格維持契約が独占禁止法適用除外行為として既に特別に認められて競争が制限されている中、現行合法に行われている海外からの真正品のレコードCD等の輸入を禁止する権利の創設の検討に当たっては、知的財産推進計画にも明記されている消費者利益の確保も含めた慎重かつ十分な検討を行う必要と考えている。</p> <p>なお、公正取引委員会が著作物の再販売価格維持契約制度の「当面存置」を認めたのは平成13年3月である。</p>						5107001	小熊竹彦	11
z2200006	(上記の続き) 音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤における再販売価格維持制度の廃止											5107001	小熊竹彦	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2200006	音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤における再販売価格維持制度の廃止	5107	5107001	小熊竹彦	11	音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤の再販売価格維持制度について		独占禁止法の適用除外制度のひとつである著作物再販制度のうち、音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤を本制度の対象品目から削除すること		<p>著作物の再販価格維持制度については、独占禁止法の適用除外制度として本来望ましくなく、消費者利益を著しく侵害していることから、かねてから規制改革の論議で繰り返し論議されてきたテーマである。</p> <p>もっとも最近でいえば、平成9年に行政改革委員会が本件を取り上げ、激しい論議のすえ、平成10年1月に公正取引委員会の「再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会」報告を受けて「当面存置」と関係業界における各種弊害の是正」の結論を得ている。</p> <p>とりわけ、音楽用CD、音楽用レコード及びレコード盤については、再販制度を認められている例は諸外国にまったく存在せず、我が国唯一の制度であり、その制度の必要性についてはほとんど認められなかったにもかかわらず、関係業界での自主的努力を前提に認められた経過がある。</p> <p>しかしながら、(社)日本レコード協会は、こうした国内価格規制の特別な措置を認められている上に、文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において、新たに輸入盤の音楽用CDの輸入規制を行う「レコード輸入権」の創設を求め、知的財産推進計画(平成15年7月)では「関係者間協議の結論を得て、消費者利益等の観点を含めて総合的に検討」とされているにもかかわらず、文化庁は消費者団体を関係者として認めないまま、関係者間での合意が形成されたとして制度導入をはかろうとしている。</p>	独占禁止法第24条の2第4項にある「再販適用除外」とされる著作物の範囲」に関する公正取引委員会の解釈・運用の変更	公正取引委員会	現在、文化庁の文化審議会著作権分科会法制問題小委員会で審議されている「レコード輸入権」制度が創設された場合に、再販制度とあわせて、日本の消費者にとって音楽用CD等を購入する際の価格による選択が完全に不可能となり、消費者利益が著しく侵害されるが、文化庁ではそうした再販制度との関係を考慮せずに早期導入を強行しようとしていること。(添付資料1)著作権分科会法制問題小委員会資料からの抜粋、(添付資料2)知的財産推進計画からの抜粋、(添付資料3)行政改革委員会の最終意見(抜粋)、(添付資料4)著作物再販適用除外制度の取扱いについて」は、公正取引委員会の「再販問題検討のための政府規制等と競争政策に関する研究会」が見解をまとめていること(添付資料4)著作物再販適用除外制度の取扱いについて」から抜粋
z2200006	(上記の続き) 音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤における再販売価格維持制度の廃止	5107	5107001	小熊竹彦	12	(上記の続き) 音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤の再販売価格維持制度について		(上記の続き)		<p>(上記の続き)</p> <p>もし再販制度が維持されたまま、この「レコード輸入権」制度が導入された場合には、国内の価格競争がされないのみならず、諸外国からの輸入による競争圧力も全く受けられないまま、一方的な価格設定が可能となり、日本の消費者は音楽用CDの購入時ににおいて価格による選択権を完全に失うなど、消費者利益が著しく侵害されることになる。</p> <p>すでに公正取引委員会が結論を得てからほぼ5年を経過しており、前記の情勢の展開に鑑みるならば、著作物の再販売価格維持制度のうち、とりわけ「音楽用CD、音楽用テープ及びレコード盤」を対象品目としていることについては、早急な見直しが必要と考える。</p> <p>とくに、万が一文化庁が消費者団体の反対を押し切って、平成16年の通常国会に「レコード輸入権」創設のための著作権法の改正案を国会に提出する場合には、レコード輸入権施行前に著作物再販制度の対象品目より、これらの品目を削除すべきと考える。</p>		公正取引委員会	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2200007	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第11条	独占禁止法第11条は、銀行又は保険会社が他の国内の会社の議決権をその総株主の議決権の5% (保険会社の場合10%) を超えて有することとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有することを禁止しており、これを行う場合には公正取引委員会の認可を受けることとしている。	c		独占禁止法第11条によって、銀行等の株式保有を制限している趣旨は、豊富な資金力を有し、かつ、融資を通じて他の会社に大きな影響力を有している銀行等の株式保有を制限し、銀行等を中心とした事業支配力の過度の集中が生じることを防止する、銀行等が事業会社と結び付くことにより、当該事業会社と競争関係にある会社を不利に扱う資金の流れに歪みが生じ、当該事業会社の属する市場での競争が歪められる等の可能性、例えば、銀行等が取引先に対し、結び付きのある事業会社の取り扱う商品の購入を要請したり、銀行等が当該事業会社の経営に不当に関与する等の不正取引の素地の形成を防止するといふものである。 公正取引委員会が行った金融機関と企業との取引慣行に関する実態調査(平成13年7月4日公表)によると、企業は、取引先金融機関を変更しにくい状況がみられ、金融機関は影響力を及ぼし得る立場にあることが多い。金融機関が行った要請に対しては、意志に反して要請に応じた企業も多数存在する。企業の4割は金融機関からの要請を断りにくく感じており、意志に反しても要請に応じざるを得ない理由は、次回の融資が困難になることや取引関係悪化の懸念が挙げられているといった状況が認められており、このような金融会社と事業会社間の関係の特性等を踏まえると競争上の問題の発生を防止するため、銀行等の株式保有を規制する必要があると考えられる。						5083004	慶應義塾大学ビジネススクール許斐研究室	11
z2200008	小売店が実施するオープン懸賞の解禁	不当景品類及び不当表示防止法第1条、第2条及び第3条 不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(告示) 景品類等の指定の告示の運用基準について(通達) 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(告示)	懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年公正取引委員会告示第3号)により、事業者が一般消費者又は他の事業者に対して、懸賞の方法により提供することができる景品類の最高額及び総額を定めている。	c		景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年公正取引委員会告示第3号)においても、懸賞の方法を用いて提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 小売業者が店舗に懸賞の応募用紙を設置する場合は、取引附随性が認められることから、景品表示法上の景品類の提供に当たり、一般懸賞に該当する。規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。		小売店が実施すればそれは取引附随性を有し、オープン懸賞でなくなるという主張は理解するが、現在の懸賞景品告示による制限を、要望者も主張するとおり年間の延べ日数や実施回数等に制限を設けた上で、また、オープン懸賞並みの1000万円までとはいかなくとも、緩和することの可否について、改めて検討されたい。	c	景品表示法は、景品付き販売が野放しの状態で行われると、事業者間において、商品・サービスの品質・価格による競争ではなく、過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり、本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため、公正な競争秩序を維持する観点から、景品類の提供に一定の制限を設けているものである。このような観点から、懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(昭和52年公正取引委員会告示第3号)においても、懸賞の方法を用いて提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 小売業者が店舗に懸賞の応募用紙を設置する場合は、取引附随性が認められることから、景品表示法上の景品類の提供に当たり、一般懸賞に該当する。規制改革の推進に当たっては、公正かつ自由な競争秩序の維持確保が不可欠であるところ、提案された要望については、不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。年間の述べ日数や実施回数等に制限を設けることは、かえって規制内容を複雑にすることとなることから適当ではない。	5021072	社団法人日本経済団体連合会	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2200007	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃	5083	5083004	慶應義塾大学 ビジネススクール 許斐研究室	11	銀行等による株式の取得等の制限の撤廃		いわゆる5%ルールの撤廃(無制限)		機関投資家たる銀行の資本家機能(ガバナンス)の強化することにより、銀行のリスクマネーの供給機能を強化する	銀行法第16条の3、独占禁止法第11条	金融庁 公正取引委員会	
z2200008	小売店が実施するオープン懸賞の解禁	5021	5021072	社団法人日本 経済団体連合会	11	小売店が実施するオープン懸賞の解禁		小売業者が主体となって実施するオープン懸賞を認めるべきである。仮に全面的な解禁を早期に行うことが困難な場合は、年間に実施することが可能な延べ日数や実施回数等に上限を設けるなどの措置を講じるべきである。		公共料金等の収納や銀行ATMの設置、物流・情報サービスの受発信拠点、郵便ポストの設置、各種チケットの販売など、小売店舗の店頭は近年益々多岐に亘るサービスを利用者に提供しており、店頭でオープン懸賞の応募用紙を設置したとしても、そのみが顧客の来店を大幅に促す手段とはなり得ない。また、オープン懸賞は、中小の事業者にとっても、価格競争や広告以外の手段として、大規模事業者に対抗する選択肢の一つとなり得る。	独占禁止法第2条9項 懸賞による景品類の提供に関する事項の制限(平成8年2月16日 公正取引委員会告示第1号) 景品類等の指定の告示の運用基準について(平成8年2月16日 事務局長通達第1号)	公正取引委員会	メーカーが取引先小売店等の店舗に懸賞の応募用紙を設置してオープン懸賞を実施できるのに対し、小売業者が店舗に懸賞の応募用紙を設置した場合には「取引に付随する景品類とされ、オープン懸賞を実施することが認められていない。」

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2200009	小売店を特定するクーポン券の発行の容認	景品表示法第1条,第2条及び第3条 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(告示) 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(通達)	「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号)により,事業者が一般消費者に対して懸賞の方法によらないで提供できる景品類の最高額を定めている。	c		景品表示法は,景品付き販売が野放しの状態で行われると,事業者間において,商品・サービスの品質・価格による競争ではなく,過大な景品提供による不当な顧客の獲得競争が行われるようになり,本来の商品・サービスによる競争を歪めることとなるため,公正な競争秩序を維持する観点から,景品類の提供に一定の制限を設けているものであり,このような観点から,「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」(昭和52年公正取引委員会告示第5号,以下「消費者制限告示」という。)においても,懸賞によらないで提供する景品類の価額に一定の制限を設けているものである。 規制改革の推進に当たっては,公正かつ自由な競争秩序の維持・確保が不可欠であるところ,提案された要望については,不当な顧客誘引の防止による競争秩序の維持を目的とする景品規制を緩和することになり適当ではない。 なお,消費者制限告示第2項において,「見本その他宣伝用の物品又はサービスであって,正常な商慣習に照らして適当と認められるもの」は,景品類に該当する場合であっても,消費者制限告示第1項の規定を適用しないと規定されている。したがって,雑誌クーポン等の手段を用いても,無料サンプルが上記に規定されている見本として提供されるならば,規制改革要望内容は,現在においても実現可能である。		d	該当なし	消費者制限告示第2項において,「見本その他宣伝用の物品又はサービスであって,正常な商慣習に照らして適当と認められるもの」は,景品類に該当する場合であっても,消費者制限告示第1項の規定を適用しないと規定されている。したがって,メーカーが特定の小売店とタイアップした場合であっても,消費者制限告示第2項の規定を満たすサンプルであれば実現可能か否かについて,念のため改めて見解を示されたい。なお,これが可能と言ふことであれば,回答はそもそもcではなくdであると思われる。	5021073	社団法人日本経済団体連合会	11	
z2200010	公正取引委員会の執行力の強化	独占禁止法 第46条 第73条,第96条 第94条,第94条の2,第95条第1項第2号 第7条第2項	該当する制度なし。 現行の公正取引委員会の調査は,行政調査手続である。 私的独占・不当な取引制限違反の罪等(第89条から第91条)は,公正取引委員会の告発が訴訟条件となっている。また,同罪に係る第一審の裁判は,東京高等裁判所で行うとされている。 検査妨害等に対する罰則は,検査を拒み,妨げ,又は忌避については,6月以下の懲役又は20万円以下の罰金が設けられている(20万円以下の罰金の両罰規定あり)。虚偽陳述,報告拒否,物件提出拒否などについては,20万円以下の罰金が設けられている。 排除措置を命ずることができる期限は,違反行為がなくなった日から1年である。 該当する制度なし。	b a	該当なし	独占禁止法研究会報告書において,措置減免制度導入,犯則調査権限導入,検査妨害等に対する罰則強化,排除措置命令期限の延長について述べられているところ,公正取引委員会は,同報告書及びこれに対する国民各層の意見を踏まえ,制度改革案について検討することとしている。 独占禁止法上の告発関係手続については,独占禁止法研究会報告書では,「東京高裁専属管轄制度を廃止するとともに,審級省略を廃止することが適当である。」専属告発制度の趣旨を踏まえると,同制度を維持することが適当である。」と述べられているところ,公正取引委員会は,同報告書及びこれに対する国民各層の意見を踏まえ,制度改革案について検討することとしている。なお,東京高裁専属管轄制度が廃止された場合,独占禁止法違反事件についても他の犯罪と同様,地方検察庁が捜査を行うこととなる。				5071072	米国	11		
z2200010	(上記の続き) 公正取引委員会の執行力の強化					(上記の続き) 1 公正取引委員会では,研修等を通じて職員の分析能力の向上を図るとともに,外部人材の活用に努めている。このうち,外部人材の活用としては,大学院レベルの教育を受けたエコノミストの採用を進めている。 2 公正取引委員会は,平成15年6月,事務総局内に「競争政策研究センター」を発足させた(所長 鈴木 興太郎 一橋大学経済研究所教授)。この「競争政策研究センター」は,足元の施策実施に役立てるといふ観点のもとより,中長期的観点から独占禁止法の運用や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するため,外部の研究者と公正取引委員会職員との機能的・持続的な協働のプラットフォームの整備を図るものである。 具体的には,独占禁止法の運用における経済分析の活用等の研究テーマを複数選定した上,外部の経済学者等と内部職員による共同研究を開始しており,このような共同研究を通じ,これに直接参加する職員はもとより,当該職員から他の職員に専門的知見が伝播することにより,公正取引委員会の職員全体の経済分析能力を高めていくこととしている。		( )1について,その取組内容・実施時期をより具体的に示されたい。	a	該当なし	公正取引委員会では,職員の分析能力の向上を図るために,平成15年度において,他府省等主催の産業連関表や計量的分析手法等に関する研修,経済分析・統計手法に関する研修等に積極的に職員を派遣しており,今後も継続的に派遣することとしている。また,内部研修として産業組織論,日本経済の現状に関する研修等を実施しているほか,産業動向等特定テーマを内容とする研修を実施する予定であり,今後も研修内容を充実させ職員の能力向上を図ることとしている。 エコノミストについては,平成13年9月及び平成14年9月に公正取引委員会ホームページ,新聞広告等に職員募集の告知を行い,平成13年度から平成15年度の間に計3名採用している。また,平成16年1月にも同様に募集を行い,引き続きエコノミストの採用を進めている。	5071072	米国	12

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2200009	小売店を特定するクーポン券の発行の容認	5021	5021073	社団法人日本経済団体連合会	11	小売店を特定するクーポン券の発行の容認		メーカーが特定の小売店とタイアップすることにより、雑誌やインターネットの広告に掲載されたクーポン券と引き換えに無料サンプルを提供するようなサービスを認めるべきである。		小売店を特定せずかつ不定期にクーポン券を発行するためには、メーカーが一斉に全ての取扱小売店に対して、その旨を周知徹底する必要があるため、現実的には取り扱うことができない。かかる規制はメーカーと小売事業者の協働による販売促進活動の手段を著しく制限するものであり、同時に出版社の広告活動にも制限を及ぼしている。そもそも無料サンプルの経済的価値と値引き額が等価な場合、2つの異なる行為から消費者が受ける経済的な効用には変わりがないことから、付加的な利益の提供のみが取引誘引性に繋がるとは考え難い。長引く消費不振を克服するためにも、小売事業者の創意工夫による販売促進の選択肢を拡充することが必要である。	景品表示法 第2条 不当景品類及び不当表示防止法第2条の規定により景品類及び表示を指定する件(平成10年12月25日 公正取引委員会公告) 一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限(平成8年2月16日 公正取引委員会告示第2号) 「一般消費者に対する景品類の提供に関する事項の制限」の運用基準について(平成8年2月16日事務局長通達第1号)	公正取引委員会	メーカーが出稿雑誌広告に特定の小売店のみで使用できる無料クーポン券を掲載する場合、クーポン券と引き換えに提供される商品の価格は税込み100円以下に限定されている。なお、小売店を特定しない場合については、見本その他宣伝用の物品又はサービス(例えば食品や日用品の小型 試供品などで試食、試用等に供する旨が明確に表示されているもの)として、無料サンプルを配布することが認められている。
z2200010	公正取引委員会の執行力の強化	5071	5071072	米国	11	公正取引委員会の執行力の強化		公取が内部告発者に対し、課徴金支払命令を減免または全免することならびに刑事告発を差し控えることを認める法人措置減免制度計画を公取が採用することを許可する。 公取の調査権限を現在日本の国税庁や証券取引等監視委員会が享受しているものに強化する。 公取の経済分析能力の更なる向上のための努力を強化する。 刑事告発手続きを国内の他の経済犯罪に使われる手続きと矛盾しないよう見直す。 公取の調査への妨害や非協力行為に対する罰則を強化する。また、公取が発動する排除措置命令を違法行為の終了後3年まで認める。		もし、公正取引委員会(公取)が、その多くは秘密である非競争的行為に対して独禁法の執行を効果的にしたいのなら、他の主要国の反トラスト執行当局で享受されている調査・執行権限の完全な整備を持たなければならない。よって、米国は、日本に対して、以下のことを要望する。	公正取引委員会		
z2200010	(上記の続き) 公正取引委員会の執行力の強化	5071	5071072	米国	12	(上記の続き) 公正取引委員会の執行力の強化						公正取引委員会	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2200011	公正取引委員会の人的資源の拡充	該当する法令等はなし。	該当する制度はなし。	a	該当なし	公正取引委員会の体制については、従来から所要の整備・拡充が図られてきているところ、平成14年度及び15年度においては、それぞれ40名と大幅な増員が認められている。今後とも競争政策の強力な実施を図るため、所要の体制強化に努めていく所存。 また、公正取引委員会は、複雑化している独占禁止法違反事件に対する厳正な対処、経済分析能力の向上等を図るため、各種研修を実施するなど職員の知識能力の向上に努めるとともに、法曹界、エコノミスト等各方面から多様な人材の積極的な受け入れに努めてきている。		体制強化について平成16年度予算案における内容も含め、より具体的に示されたい。また、要望内容にある公益事業分野の詳しい知識を有する職員の増加についてどのような取組を行っているのか、具体的に示されたい。	a	該当なし	公正取引委員会の体制強化の状況については以下のとおりである。 平成14年度 審査部門 28人 企業結合審査部門等 7人 景品表示監視部門 4人 企業取引規制部門 1人 計40人 平成15年度 審査部門 25人 景品表示監視部門 9人 企業取引規制部門 3人 企業結合審査部門等 3人 計40人 平成16年度 審査部門 14人 下請法運用部門 10人 景品表示監視部門 4人 企業結合審査部門 2人 その他 5人 計35人 公益事業分野の詳しい知識を有する職員に関しては、中途採用職員の募集を平成15年2月に公正取引委員会ホームページ、新聞広告等で行い、平成15年度に1名採用している。また、平成16年1月にも同様に募集を行い、引き続き公益事業分野の詳しい知識を有する職員の採用を進めている。	5071075	米国	11
z2200012	独占禁止法違反の防止に向けた独占禁止法の強化	独占禁止法 第7条の2 なし	価格カルテル、入札談合等が行われた場合、違反行為の実行期間中の対象商品・役務の売上額に一定率(卸売業以外6%(中小企業3%)、卸売業1%(中小企業1%)、小売業2%(中小企業1%))を乗じて算出した額の課徴金が課される。課徴金額の算定期間は、各違反事業者の違反行為の終期からさかのぼって3年間とされている。 該当する制度なし 犯罪ありと思料し告発を相当とする具体的事実が認められた場合には告発方針に基づき積極的に告発する方針	b d	該当なし	独占禁止法研究会報告書において、課徴金の算定率の引上げ及び繰り返し違反行為を行う事業者及び長期間違反行為を行った事業者に対する加算制度導入について述べられているところ、公正取引委員会は、同報告書及びこれに対する国民各層の意見を踏まえ、制度改正案について検討することとしている。 今後とも、独占禁止法違反行為についての情報収集、審査活動に一層努力するとともに、検察当局とも十分に意見・情報を交換しつつ、犯罪ありと思料し告発を相当とする具体的事実が認められた場合には告発方針に基づき積極的に告発する。 一般的に、政府として、独禁法違反の刑事事件において懲役を科すよう裁判所に対して促すということはできない。なお、個々の刑事裁判においては、検察官が当該事件にふさわしい求刑を行っている。					5071071	米国	11	
z2200013	規制緩和中の産業の競争促進		規制改革と競争政策は一体的に推進していくことが重要であり、規制改革推進3か年計画(再改定)「(2003年3月28日閣議決定)においても、従来、新規事業者の参入が制限されていた規制産業における競争的仕組みの導入等に当たって、公正取引委員会は、所掌事務を遂行する上で政策提言等を行う必要があれば、今後も競争促進の観点からこれらの産業における競争の状況を調査し、改善の余地がある場合には積極的に提言等を行う。また、上記の規制産業については、競争を促進する観点から、事業所管官庁と公正取引委員会が、ガイドラインの策定も含めて、競争に関わる制度の新設、見直しについて必要な連携を行う仕組みについて検討を行う。」とされている。	b d	-	電気通信や電力、ガスのエネルギー分野における競争促進について、公正取引委員会は事業所管官庁と共同して、事業法及び独占禁止法との間で整合性のとれた指針を策定し、適切な運用を行っている。また、公正取引委員会はこれらの分野における独占禁止法違反事件に迅速・的確に対処すべく、審査体制を充実する観点から「IT-公益タスクフォース」を設置している。 さらに、独占禁止法研究会報告書において、不可欠施設等が存在する場合における参入阻止行為に対する迅速・効果的な対応の必要性が述べられているところ、公正取引委員会は、同報告書及びこれに対する国民各層の意見を踏まえ、独占的、寡占的な市場における参入阻止行為に迅速・効果的に対応できるよう適切な方策を講ずるとともに、事業者間に混乱が生じることのないよう、事業所管官庁と公正取引委員会が、それぞれの事業法による政策と独占禁止法に基づく政策との整合性を十分勘案しながら、密接な連絡調整を図る。					5071074	米国	11	

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2200011	公正取引委員会の人的資源の拡充	5071	5071075	米国	11	公正取引委員会の人的資源の拡充		米国は、日本に対して、引き続き公取の職員と予算を十分に、着実に増やし、高度な法律や経済の教育を受けた人員および通信やエネルギーを含む公共事業市場の詳しい知識を持った職員の数を増やすことを要望する。		公取は、効率的に調査を行い、反競争的行為を除き、日本経済に競争を促進するために、引き続き資源の増加を必要とする。特に、公取は、法律や経済専門ならびに複雑な公益事業分野の構造や活動に精通した職員を増やす必要がある。		公正取引委員会	
z2200012	独占禁止法違反の防止に向けた独占禁止法の強化	5071	5071071	米国	11	独占禁止法違反の防止に向けた独占禁止法の強化		課徴金の支払金額の水準を大幅に引き上げる。(共謀による売上の約20%) 課徴金の支払命令を現在の独禁法の規定する過去3年間のみではなく違法な談合のあった全期間の売上に適用する。 独禁法違反を繰り返す企業に対し、さらに厳しい措置を課す方法を検討する。 もっと積極的に独禁法の刑事規定を執行する。また、 独禁法の刑事違反を犯した個人に対して、同法が有罪と宣告された個人を実際に刑務所で服役させることを要求しているとおひ、懲役を課すことを裁判官に勧奨する。		悪質な独占禁止法(独禁法)の違反の抑止は、効果的な競争法の執行制度にとって最も重要である。しかし、独禁法に規定されている課徴金の水準は、効果的な抑止をするには、あまりにも低すぎる。また、悪質な独禁法違反に対してさすも珍しい刑事告発ならびに東京高等裁判所により独禁法違反を犯した企業や個人に課された低い刑罰は、悪質な独禁法違反の抑止効果を制限してきた。よって、米国は、日本に対して、以下のことを要望する。		公正取引委員会	
z2200013	規制緩和中の産業の競争促進	5071	5071074	米国	11	規制緩和中の産業の競争促進		通信やエネルギー等の規制緩和中の産業において新規参入が既存の支配的企業の反競争的 排他行為により締め出されないよう保証するために、公取が効果的に独禁法を執行するのに必要な措置を講じる。 競争原理および分析が、規制緩和の過程で十分に取り入れられることを保証するために、日本の規制改革計画の開発と履行に関する公取の役割を支持する。		日本の規制改革は、市場原理の理解を保証し、日本の独占禁止政策にある程度矛盾しなければ、最も成功するであろう。日本の規制改革への努力から最大限の効果を得るために、米国は、日本に対し、左記のことを要望する。		公正取引委員会	

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 (対応策)	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2200013	(上記の続き) 規制緩和中の産業の競争促進					公正取引委員会では、規制改革を推進するため、従来から政府規制制等と競争政策に関する研究会を開催し、政府規制の問題点及び改善の方向性について競争政策の観点から調査・検討を行い、同研究会が取りまとめた検討結果や提言内容を広く公表するとともに、その実現を所管省庁に働きかけを行っているところである。 また、経済産業省、総務省が開催する研究会等に参加し、競争政策の観点から電力、ガス、電気通信分野における公正取引委員会の考え方を説明して、競争政策の視点が規制の設計に十分反映されるように努めているほか、これらの官庁と共同して、事業法及び独占禁止法との間で整合性のとれた指針を策定し、適切な運用を行うなど、競争促進の観点から事業所管官庁と必要な連携を行っている。						5071074	米国	12
z2200014	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令 (新規参入)	電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律	電源開発株式会社の特許法としての根拠法である「電源開発促進法」を廃止。	d		電源開発株式会社の特許法としての根拠法である「電源開発促進法」を廃止し、これにより、特許法としての事業内容の限定等の規制を全て撤廃。平成15年10月2日付けで施行済み。						5071032	米国	11
z2200015	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化 (中立性とアクセス)		平成15年2月20日の都市熱エネルギー部会報告書「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」においてとりまとめた方針をもとに、本年6月にガス事業法を改正した。現在、同方針に基づき制度設計等小委員会において具体的措置についての検討を行っているところ。	a		都市熱エネルギー部会の報告書及び制度設計等小委員会の検討結果を踏まえ、必要な省令等の整備を行っていく予定。但し、託送義務・託送約款作成義務の拡大、大口供給許可制の届け出制への移行、卸託送の義務化、卸供給届け出制の廃止については法律事項であり、省令等への規定予定はない。また、LNG基地の第三者利用については、公正取引委員会と経済産業省が共同で「適正なガス取引についての指針」の改定案の検討を行っているところ。		「適正なガス取引についての指針」の改定案の検討について、平成16年度までに結論を出すことについてご回答いただきたい。平成17年度以降となる場合は、その時期を理由を含め明示されたい。	a	LNG基地の第三者利用については、「適正なガス取引についての指針」に規定。平成16年度までに措置するべく現在作業を進めているところ。 またガス導管網の相互接続を促す観点からも、今般のガス事業法改正において託送義務が原則全てのガス供給用導管を保有する者に拡大されており、これを受け、制度設計等小委員会で、行政に届け出るべき託送約款の内容や託送料金算定方法等を決定。本事項を平成16年度までに省令に規定するべく現在作業を進めているところ。	5071039	米国	11	
z2200016	談合の排除	入札談合等関与行為の排除及び防止に関する法律	同法第3条第6項において、各省各庁の長等に対して、調査結果及び講じた措置の内容を公表すること等が義務付けられている。	d	(同法に明記されており、措置済み。)	d 同法第3条第6項において、各省各庁の長等に対して、調査結果及び講じた措置の内容を公表することが義務付けられており、調査の最終報告書の公表は確保されている。						5071073	米国	21

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2200013	(上記の続き) 規制緩和中の産業の競争促進	5071	5071074	米国	12	(上記の続き) 規制緩和中の産業の競争促進						公正取引委員会	
z2200014	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(新規参入)	5071	5071032	米国	11	電力分野に係る法律の目的を達成するための省令等の導入における透明性の確保、及び迅速な発令(新規参入)		需要家の選択肢を増やし、日本の電力市場への新規参入を推進し、市場の競争状況を改善するために、米国政府は日本政府に対して、電源開発株式会社の民営化が市場に与える影響を十分に考慮し、独占禁止法に適法な形で同社が民営化されるよう勧める。		「法律」が、日本における健全で競争的で安定した電力市場の創設に有効であるためには、省令等の透明性ある導入と効果的な実施に依存する。従って、米国政府は、「法律」の目的を達成する具体的で詳細な省令等を迅速に発令するよう、日本政府に対して求める。	公正取引委員会 経済産業省		
z2200015	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(中立性とアクセス)	5071	5071039	米国	11	今後の望ましいガス事業制度の骨格について」における要望の省令等への成文化(中立性とアクセス)		米国政府は、日本政府に対して、全ての市場参加者についてLNGターミナルを含むガス導管システムのあらゆる部分へのアクセスを増やすため、経済産業省と公正取引委員会の共同ガイドラインを公表する事で、LNGターミナルの保有者(又は運営者)と第三者利用者との間の非差別的な交渉を確保する、具体的で詳細な省令等を実施するよう求める。米国政府は、非差別的アクセスの目的を達成するために、日本政府が以下の事項を行なうよう要請する。 1) LNGターミナルの保有者が、すべての利用希望者に対してターミナル利用の条件と手続きを明瞭に説明する文書を作成し、提供する事を義務付ける。 2) LNGターミナルの保有者が、利用の申し出を拒否した場合は、その拒否事由を文書により相手方に通知する事を義務付ける。 3) 導管網とLNGターミナルの利用状況の情報開示に関するガイドラインを策定する。 4) LNGターミナル保有者による潜在的な利用者への差別を防止するために必要な政府の責務を明記し、執行メカニズムを定義する。 5) 競合するガス供給者からの接続要請に対応するため、「法律」が導管網に課している義務を明確化する。		両国首脳への第二回報告書」の中で、日本政府は、都市熱エネルギー部会の「今後の望ましいガス事業制度の骨格について」に記載されているいくつかの重要な要望を強調した。米国政府は、これらの要望を「法律」に係る省令等に成文化するよう、日本政府に推奨する。	公正取引委員会 経済産業省		
z2200016	談合の排除	5071	5071073	米国	21	談合の排除		談合に関与した企業に対する指名停止期間を最低9ヶ月間まで実質的に引き伸ばす。 談合の関与が発覚した企業へ課された指名停止は、全国を対象にする必要がある。 省庁や地方政府の長による政府職員との談合関与調査の終了後、入札談合等関与の排除及び防止に関する法律によって要求されているとおり、調査の最終報告書を公表することを保証する。また、国土交通省が財団法人経済調査会および財団法人建設物価調査会による違法談合行為の再発防止のために講じた措置ならびに同違法行為について責任を負うべき職員に対してとった処置の報告書を公表する。		談合は、日本に依然としてはびこっている問題であり、経済改革の基礎を危うくし、日本の消費者や納税者に損害を与えている。日本の談合制度をさらに効率的に解体するために、米国は、日本に対して、左記のことを要望する。	国土交通省 公正取引委員会		

管理コード	項目	該当法令等	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要 ( 対応策 )	その他	当室からの再検討要請	措置の分類	措置の内容	措置の概要 ( 対応策 )	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号
z2200017	官公庁等における請求書様式の統一化等	該当する法令等はなし。	該当する制度はなし。	e	該当なし	リース契約を含め、民間事業者等からの請求書について指定様式は定めておらず、事業者側の請求書で受領している。						5086029	社団法人リース事業協会	11
z2200018	競争法を効力あるものとするための課徴金額引き上げの検討	独占禁止法 第7条の2	価格カルテル、入札談合等が行われた場合、違反行為の実行期間中の対象商品・役務の売上額に一定率 ( 卸・小売業以外 6% ( 中小企業 3% )、卸売業 1% ( 中小企業 1% )、小売業 2% ( 中小企業 1% ) ) を乗じて算出した額の課徴金が課される。	b		独占禁止法研究会報告書において、課徴金の算定率の引上げについて述べられているところ、公正取引委員会は、同報告書及びこれに対する国民各層の意見を踏まえ、制度改革案について検討することとしている。						5072009	欧州委員会 ( EU )	11

管理コード	項目	規制改革要望管理番号	規制改革要望事項管理番号	要望主体名	規制改革要望事項番号	規制改革要望事項(事項名)	(別表番号)	具体的規制改革要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁	その他(特記事項)
z2200017	官公庁等における請求書様式の統一化等	5086	5086029	社団法人リース事業協会	11	官公庁等における請求書様式の統一化等		官公庁及び特殊法人等とのリース契約におけるリース料の請求書については、官公庁等の指定様式となっているため、機械処理ができず事務手間がかかる。このため、リース会社所定の様式の使用を認めるか、官公庁等の様式を統一化、電子的データによる請求を可能とすること。		請求書作成・送付事務の機械処理による合理化が図れる。		全省庁	
z2200018	競争法を効力あるものとするための課徴金額引き上げの検討	5072	5072009	欧州委員会(EU)	11	競争法を効力あるものとするための課徴金額引き上げの検討		競争法をより効力のあるものにする努力を継続し、とりわけ、法定限度を拡張し、課徴金額を引き上げることによって、その実施を改善すること。		日本の規制改革に関するEU優先提案」(2003年10月16日 駐日欧州委員会代表部) 1.1.海外直接投資(FDI)につながるようなビジネス環境のさらなる改善 並びに、 1.1.2.透明性と予測可能性 による。		公正取引委員会	